

邑楽町シンボルタワー在り方検討委員の委嘱
及び第1回邑楽町シンボルタワー在り方検討委員会

次 第

日時：令和7年1月9日（木）午前10時

場所：邑楽町役場101・102会議室

1 開 会

2 邑楽町シンボルタワー在り方検討委員会の委嘱

- (1) 委嘱状・任命書の交付
- (2) 町長あいさつ
- (3) 委員及び事務局の自己紹介
- (4) 委員長及び副委員長の選任

3 議 題

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 議事録の公開について

4 報告事項

- (1) 邑楽町シンボルタワー在り方検討委員会について・・・資料1
- (2) 邑楽町シンボルタワーの施設について・・・資料2

5 そ の 他

邑楽町シンボルタワー在り方検討委員会名簿

	委員会	所 属	役 職	名 前	名 前	委嘱(任命)要件	
1	副委員長	関東学園大学 経済学部経済学科	教授	中村 正明	なかむら まさあき	1号	委嘱
2	委員	群馬県東部振興局	局長	相澤 均	あいざわ ひとし	1号	委嘱
3	委員	邑楽町商工会	副会長	岡田 勇一	おかだ ゆういち	2号	委嘱
4	委員	邑楽町シンボルタワー手づくりミニショップ	代表	田村 友莉香	たむら ゆりか	3号	委嘱
5	委員	Silk Story Japan	代表	小倉 照夫	おぐら てるお	3号	委嘱
6	委員	群馬銀行邑楽町支店	支店長	篠田 悦代	しのだ えつよ	4号	委嘱
7	委員	館林信用金庫邑楽町支店	支店長	中村 武正	なかむら たけまさ	4号	委嘱
8	委員長	邑楽町	副町長	関口 春彦	せきぐち はるひこ	5号	任命
9	委員	邑楽町	教育長	小林 淳一	こばやし じゅんいち	5号	任命
10	委員	邑楽町	財政課長	斎藤 順一	さいとう じゅんいち	5号	任命
11	事務局	邑楽町役場商工振興課	課 長	小島 拓	こじま たく		
12	事務局	邑楽町役場商工振興課	係 長	成塚 弘幸	なりづか ひろゆき		
13	事務局	邑楽町役場商工振興課	主任	近藤 誠生	こんどう まさき		

邑楽町シンボルタワー在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 邑楽町シンボルタワー（以下「シンボルタワー」という。）の現状を分析し、及び将来の在り方について検討するため、邑楽町シンボルタワー在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、シンボルタワーについて、施設改修等の多角的な視点から現状分析を行い、存続及び廃止を含めたシンボルタワーの将来の在り方を検討し、その結果を町長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会の構成員の数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命した委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町内商工業関係者
- (3) 施設使用団体関係者
- (4) 町内金融機関関係者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による所掌事務の終了をもって満了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬、費用弁償については、邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例（昭和32年邑楽町条例第6号）の定めるところによる。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないその職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、商工振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

邑楽町シンボルタワー在り方検討委員会設置に至る経緯について

令和２年３月議会 邑楽町シンボルタワー雨漏り改修工事調査設計業務委託
予算説明、その際に、議会から改修工事を実施するのであれば、もっと他の要素も取り込んでやるべきではないかと提案を受ける。

令和２年度 シンボルタワー雨漏り改修工事調査設計業務委託実施
雨漏り改修工事：118,437,000円（税込み）
解体工事：201,157,000円（税込み）

令和３年度 シンボルタワートライアル・サウンディング要領作成
令和４年度 シンボルタワートライアル・サウンディング実施
令和５年度 実施期間 令和４年１月12日～令和６年２月29日

令和６年度 シンボルタワー在り方検討委員会設置要綱（案）作成
10月15日 庁議（町長、副町長、教育長、総務課長の４役）との協議
11月１日 要綱施行

邑楽町シンボルタワー未来 MiRAi トライアル・サウンディング実施要領

1. 目的

町では、邑楽町公共施設等総合管理計画および邑楽町建物系公共施設個別施設計画を策定し、公民連携でのサービス提供の実施を進めています。本実施要領は、この計画の実施方針に基づき、シンボルタワー未来 MiRAi の活性化を民間事業者の視点、優れたアイデア、ノウハウにより探るために実施するトライアル・サウンディングに関して必要な事項を定めるものです。

【トライアル・サウンディングとは】

公共施設・空間の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。暫定利用終了後に公共施設・空間の活性可能性や課題をフィードバックし、その後の公募条件への反映や公共施設等の今後の活用方針の決定につなげることを目的とした市場調査です。

2. 期待される効果

【民間事業者のメリット】

- ・アイデアのニーズがあるか確認することができます。
- ・立地条件、使い勝手、採算性等を確認することができます。
- ・使用料等の経費が掛かりません。

【邑楽町の効果】

- ・施設の活用方法について、民間事業者の視点、アイデア、ノウハウを参考に幅広く検討することができます。
- ・民間活用の導入方法、公募条件等の検討資料とすることができます。
- ・民間事業者の事業集客力、収益性、信用性等を確認することができます。

3. 対象地の概要

名 称	シンボルタワー未来 MiRAi	
所 在 地	群馬県邑楽郡邑楽町中野 2639-1、2639-13	
建築年度	平成 4 年度	
延床面積	401 m ²	
既存建物等の概要	地上から展望室床まで 36m 展望室収容可能人数約 150 人 エレベーターは 11 人乗り 内部階段は 189 段	
駐 車 場	普通車 200 台 バス駐車可能	
現在の管理運営状況	運営方法	直営
	年間利用者数	H30 : 14,628 人 R1 : 15,133 人 R2 : 7,938 人

開館時間	・ 休館日 祝日を除く毎週月曜日と火曜日及び年末年始 ・ 4月～9月 午前10時～午後6時 ・ 10月～3月 午前10時～午後4時 ※イルミネーションイベント時の11月中旬から翌年1月下旬は午後9時まで開館。
------	--

4. スケジュール

内 容	日 程
①提案書の提出 提案書を事務局に提出してください。	令和4年1月4日（火） ～令和6年1月31日（水）
②審査 提案内容を審査し、本トライアル・サウンディングの趣旨に合致する場合は、実施事業として認定します。	適宜
③許可申請書の提出 許可申請書を提出してください。	適宜 ※受付から概ね1週間程度
④暫定利用の実施 期間中、提案事業を1日～1ヶ月程度の利用期間で実施してください。	令和4年1月12日（水） ～令和6年2月29日（木）
⑤実績報告書の提出 利用実績をまとめた資料を事務局に提出してください。	実施後10日以内
⑥ヒアリング調査 対象地の活用可能性等についてヒアリングを行います。	適宜

5. 参加要件

暫定利用希望者は、本実施要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人、個人事業主又は任意団体等とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、応募資格を有しないものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正・再生手続中の者
- ③ 邑楽町暴力団排除条例（平成25年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第3号に規定する暴力団員等に該当する者
- ④ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6. 提案要件

（1）提案内容

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ① 確実に実施できる内容であること

- ② 対象地を利用する利用者の利便性、サービスの向上が見込まれる内容であること
- ③ 他の利用者の対象地利用を著しく妨げないこと
- ④ 暫定利用にあたって、町の財政負担を求めないこと
- ⑤ 感染症対策を徹底していること

(2) 提案の対象外

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的又は宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 著しい騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反する、又は反社会的な活動
- ⑥ 今後の施設利用に支障を来す恐れのある活動
- ⑦ その他、町が本事業で実施する内容として不適切と判断する行為

(3) 暫定利用期間

暫定利用の期間等は、以下のとおりとします。

期間：原則1日から1ヶ月程度まで

時間：4月～9月は、午前10時～午後6時

10月～3月は、午前10時～午後4時

※1 祝日を除く月曜日と火曜日及び年末年始は休館となります。

※2 イルミネーションの時期は、午後8時まで利用できます。

※3 各種イベントと重なった場合等、状況によっては暫定利用日時の変更をお願いする場合があります。利用状況等は事務局宛てにお問合せください。

※4 シンボルタワーの執務室は利用できません。

(4) 使用料等の条件

- ① 暫定利用中の施設の使用料は無償とします
- ② その他、トライアル・サウンディングの参加に要する費用は、暫定利用者の負担とします。
- ③ 暫定利用終了後に現状回復とします。

7. トライアル・サウンディングの流れ

(1) 提案書の提出

【提案書類】

暫定利用希望者は、対象地において実施したい提案事業等の内容を記載した提案書類を作成のうえ、下記の受付期間内に事務局へ電子メールにより提出してください。

- ① 提案事業概要書（様式1）
- ② 暫定利用希望者の概要（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）

【事前相談】

提案書類作成のため、事前相談及び現地調査を希望する場合は、事前に事務局へ連

絡してください。日程調整した上で受け付け期間内に行うこととします。また、現地調査は、施設利用者等の利用者等の利用を妨げない範囲とします。

(2) 審査

提案書類の内容が「6. 提案要件」に合致することを審査し、暫定利用者として認定します。なお、必要に応じてヒアリング（提案書類の内容確認等）を実施することがあります。

(3) 許可申請書の提出

暫定利用者は、提案書類の内容に基づき、許可申請書（様式4）を事務局に提出してください。

(4) 暫定利用の実施

【責任及びリスク分担の考え方】

告知を含む提案事業の準備から撤去まで、暫定利用者が責任を持って実施してください。暫定利用に伴い発生するリスクについては、暫定利用者が負うものとします。

【モニタリング】

提案事業実施中に町がモニタリング調査を行うことがあります。その場合、暫定利用者は当該モニタリング調査に協力してください。

【施設使用の中止】

次のいずれかに該当したときは、提案事業を中止していただきます。

- ① 提案書類に虚偽の記載が判明したとき
- ② 参加要件又は提案要件を満たしていないことが判明したとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、対象地で提案事業を実施することについて町がふさわしくないと判断したとき

(5) 実績報告書の提出

暫定利用終了後、提案事業の実績報告書（様式5）を事務局に提出してください。

(6) ヒアリング調査

実績報告書の内容を基に、対象地の活用可能性等についてヒアリング調査を行います。

8. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、暫定利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

9. 事務局

〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570-1

邑楽町役場商工振興課商工労政係

TEL：0276-47-5026 FAX：0276-88-3247

E-mail：commerce@swan.town.ora.gunma.jp

トライアルサウンディング総括

- ・ 利用期間 : 令和4年1月12日から令和6年2月29日
- ・ 利用回数 : 42回
- ・ 利用者割合 : hachidori 全18回(43%)
: The Day's cafe 全5回(12%)
: Silk Story Japan 全3回(7%)
- ・ 利用期間 : 最大31日間
: 最小 1日
: 平均13日間
- ・ 来場者数 : 合計9,645人
: 最大3,192人
: 最小 8人
: 平均 235人
- ・ 期間中の売上 : 合計3,789,311円
: 最大 969,100円
: 最小 0円
: 平均 90,221円
- ・ 事業内容 : キッチンカー 12回(29%)
: 販売 10回(24%)
: 体験 8回(19%)
: 展示・展覧 6回(14%)
: その他 6回(14%)
- ・ 賃借料の目安 : 有料催事売上の10% 21件(50%)
: 3,000~5,000円/月 8件(19%)
: 1,000円/日 8件(19%)
: 0円 3件(7%)
: 500円/日 2件(5%)
- ・ 本格実施の課題 : イベント等がない限り、シンボルタワー前での出店は厳しいと感じた。水曜日(あいあい営業)なら良いのかも、また天候にも左右される。
: シンボルタワーの集客力を向上させる。出店者の運搬車両が近くまで入れると良い。Wi-Fi環境を整えて頂けると映像やPC画像のディスプレイが出来る。1Fフロアの販売スペースの明確化による固定設置が出来ると助かります。
: 展望室での体験施術の課題は、何ととっても仕切りが充分あるか、スペースが確保されているか。
: 夜間利用。
: 実施面積の不足。周知が難しい。イベントコラボが必須。

- ・ 事業に必要設備：
 - ： シンボルタワー敷地に上がるところのスロープの斜面がきつすぎるため、もっとゆったりとした斜面のスロープに変えてほしい。
 - ： 展望室にLED室内照明を設置。展示などに利用できる首振り可能なスポットライトも設置。館内の壁を拭き取り可能な壁（マグネットが接着できるホワイトボード様）に変更。1Fトイレの手洗い場の水圧をあげる。公民館に設置してあるチラシや広告等を入れるカタログスタンドを設置。
 - ： 屋根、風よけ、電気を使えとよい。（屋外利用者）
 - ： お客様が夏場涼しさを少しでも感じられるようにミストを設置してもらいたい。
 - ： Wi-Fiルーター。シンボルタワーと入口の間に屋根と壁を付けた展示販売スペース。冷凍庫付き冷蔵庫。イートインスペースを外に必要。
 - ： 雨天時でも営業できる環境があったらいいと思います。（屋外利用者）

今後の会議日程について

	日 時	場 所	内 容
第 1 回	令和 7 年 1 月 9 日 (木) 午前 10 時	邑楽町役場 101・102 会議室	・ 委員長及び副委員長の選任 ・ 会議録の公開について ・ 検討委員会について ・ シンボルタワーの施設について
第 2 回	令和 7 年 1 月 30 日 (木) 午前 10 時	邑楽町役場 201 会議室	・ 今後の在り方について (意見交換)
第 3 回	令和 7 年 2 月 20 日 (木) 午前 10 時	邑楽町役場 202・203 会議室	・ 報告書について

シンボルタワーの概要について

シンボルタワー建築にあたりましては、当時の竹下登内閣総理大臣が発案した公共事業、いわゆる「ふるさと創生１億円事業」として、平成元年に町民からアイデアを募り、それを町民のグループによって選定し、町が事業を実施するという「民意主導型」で建設されたものです。

邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例で、町民のふるさと意識の高揚を図るため、邑楽町の象徴として邑楽町シンボルタワーを設置するとなっています。

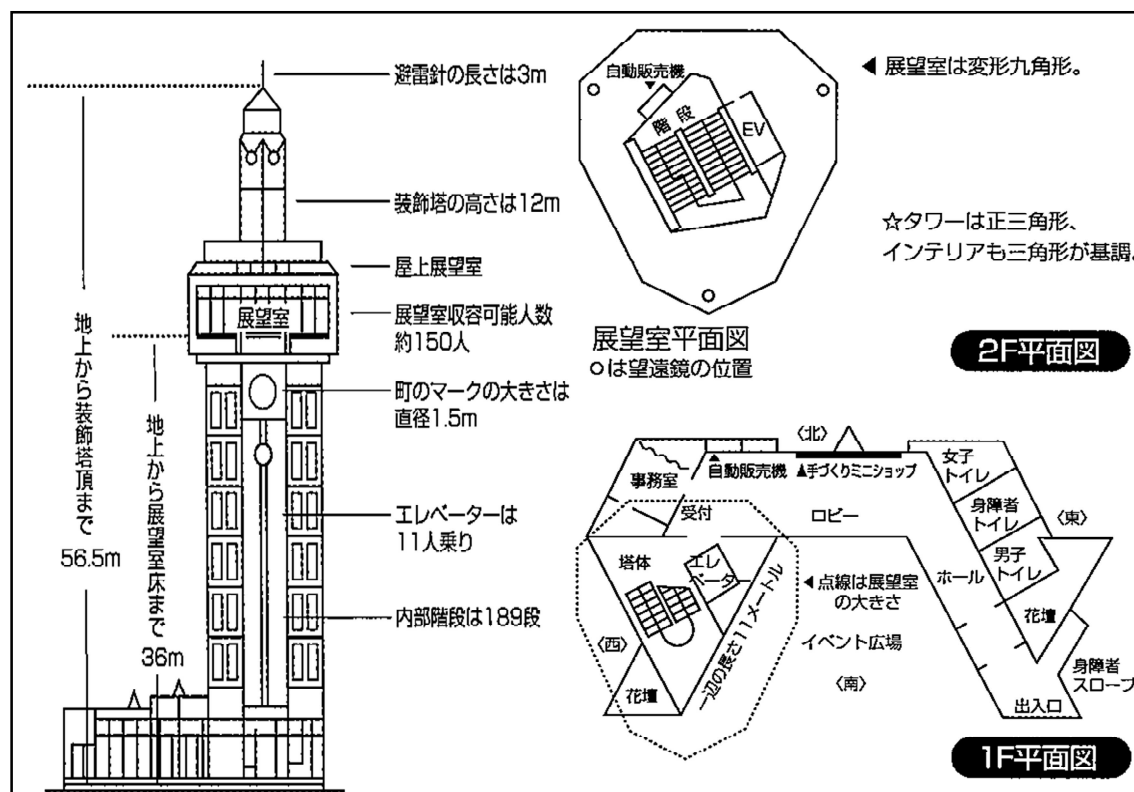
名 称	シンボルタワー未来 MiRAi	
所 在 地	群馬県邑楽郡邑楽町中野 2639-1	
建築年度	平成 4 年度	
延床面積	401 m ² （タワー本体 229.8 m ² 、管理棟 171.2 m ² ）	
既存建物等の概要	S 造 3 F 杭（パイル）450φ 13m 57 本（試験杭 3 本＋本杭 54 本） 外壁 上層部 アルミ積層 複合パネル張り 中層部 P C 版 フッ素樹脂塗装 基壇部 G R C 版張（陶磁器質調仕上げ） 地上から展望室床まで 36m 展望室収容可能人数約 150 人 エレベーターは 11 人乗り 内部階段は 189 段	
駐 車 場	普通車 200 台 バス駐車可能	
現在の管理運営状況	運営方法	直営
	年間利用者数	R 1 : 15, 133 人 R 4 : 18, 852 人 R 5 : 16, 934 人
開館時間	・ 休館日 祝日を除く毎週月曜日と火曜日及び年末年始 ・ 4 月～9 月 午前 10 時～午後 6 時 ・ 10 月～3 月 午前 10 時～午後 4 時 ※イルミネーションイベント時の 11 月中旬から翌年 1 月下旬は午後 9 時まで開館。	

シンボルタワー建設費

タワー本体	369,770,000円
管理費	102,794,000円
外構工事・備品等	23,165,300円
小計	495,729,300円
設計管理費	18,600,000円
合計	514,329,300円

シンボルタワー直近5年の収支表

	収 入	支 出	赤 字
令和元年度	5,969,703	7,447,677	-1,477,974
令和2年度	5,385,448	6,697,563	-1,312,115
令和3年度	5,615,295	7,758,617	-2,143,322
令和4年度	6,863,604	8,641,246	-1,777,642
令和5年度	6,641,202	8,588,090	-1,946,888
平 均	6,095,050	7,826,638	-1,731,588



シンボルタワー

年度別入場者

	入場者数（人）					歳入（円）								
年度	無料	有料	健康ウォーク	合計	累計	入場料	望遠鏡	棚使用料	健康ウォーク	行政財産使用料	あいあい電気料	観光物品売上代	合計	累計
H5	15,942	18,484		34,426	34,426	5,861,960	743,684						6,605,644	6,605,644
H6	7,421	10,713		18,134	52,560	3,403,825	173,000						3,576,825	10,182,469
H7	8,124	10,713		18,837	71,397	3,496,340	328,000						3,824,340	14,006,809
H8	8,199	10,981		19,180	90,577	3,566,720	308,000						3,874,720	17,881,529
H9	8,203	9,596		17,799	108,376	3,134,860	227,000						3,361,860	21,243,389
H10	11,437	8,759		20,196	128,572	2,807,400	228,000						3,035,400	24,278,789
H11	6,227	8,002		14,229	142,801	2,588,240	230,000						2,818,240	27,097,029
H12	4,988	5,387		10,375	153,176	1,747,240	161,500						1,908,740	29,005,769
H13	5,469	6,383		11,852	165,028	2,057,440	159,000						2,216,440	31,222,209
H14	4,745	4,696		9,441	174,469	1,528,800	166,662						1,695,462	32,917,671
H15	4,261	8,141		12,402	186,871	813,460	174,151						987,611	33,905,282
H16	3,672	7,577		11,249	198,120	757,700	169,900						927,600	34,832,882
H17	3,954	7,551		11,505	209,625	754,220	159,300						913,520	35,746,402
H18	4,557	8,099		12,656	222,281	809,200	179,900						989,100	36,735,502
H19	4,215	6,794		11,009	233,290	677,320	140,400						817,720	37,553,222
H20	5,324	5,325		10,649	243,939	532,500	289,700				270,000		1,092,200	38,645,422
H21	4,316	6,701		11,017	254,956	670,100	131,100			1,183,002	1,080,000		3,064,202	41,709,624
H22	3,417	6,542		9,959	264,915	652,520	137,450			1,830,012	1,080,000		3,699,982	45,409,606
H23	4,398	6,235		10,633	275,548	622,800	135,300			1,750,794	1,080,000		3,588,894	48,998,500
H24	4,916	7,151		12,067	287,615	714,240	167,100			1,773,070	1,080,000		3,734,410	52,732,910
H25	5,256	7,397		12,653	300,268	739,700	148,000	19,500		1,769,097	1,080,000		3,756,297	56,489,207
H26	6,780	6,732		13,512	313,780	680,900	147,500	174,000		1,774,609	1,080,000		3,857,009	60,346,216
H27	5,481	7,601		13,082	326,862	759,100	116,400	158,500		1,765,974	1,080,000		3,879,974	64,226,190
H28	5,232	8,539		13,771	340,633	812,420	150,000	153,000		2,166,526	1,080,000		4,361,946	68,588,136
H29	4,662	7,536		12,198	352,831	792,400	124,900	159,500		2,035,201	1,080,000		4,192,001	72,780,137
H30	5,327	8,719	582	14,628	367,459	871,900	94,100	178,000	80,000	2,134,810	1,080,000		4,438,810	77,218,947
R1	3,988	9,012	2,133	15,133	382,592	901,200	154,800	164,500	158,000	3,511,203	1,080,000		5,969,703	83,188,650
R2	1,528	4,855	1,555	7,938	390,530	485,500	74,950	135,000	110,000	3,499,998	1,080,000		5,385,448	88,574,098
R3	2,591	7,193	1,320	11,104	401,634	719,300	119,500	115,000	70,000	3,511,495	1,080,000		5,615,295	94,189,393
R4	4,300	13,005	1,547	18,852	420,486	1,300,500	160,500	180,000	68,000	3,502,344	1,080,000	572,260	6,863,604	101,052,997
R5	3,455	11,699	1,780	16,934	437,420	1,169,900	131,800	172,000	72,000	3,209,742	1,080,000	805,760	6,641,202	107,694,199
合計	172,385	256,118	8,917	437,420		46,429,705	5,831,597	1,609,000	558,000	35,417,877	16,470,000	1,378,020	107,694,199	

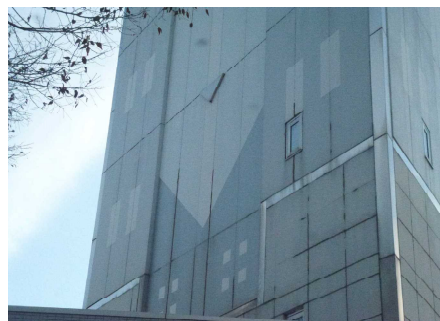
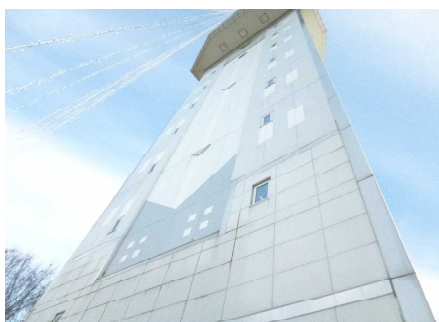
シンボルタワー管理運営事業費

決算書より

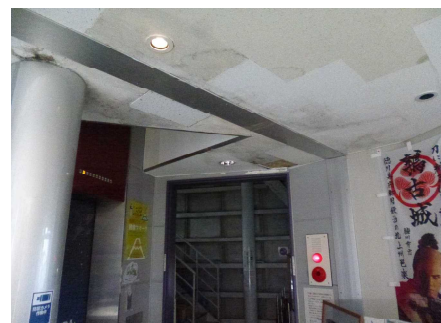
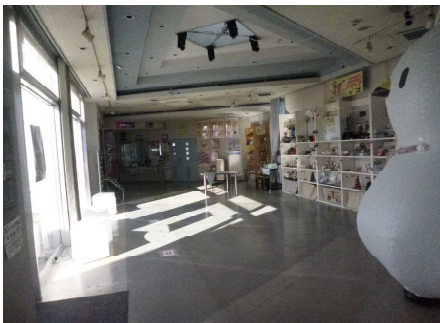
単位:円

年度	総額 観光費(H13年度まで) シンボルタワー管理運営事業費	うち光熱水費 需用費(H13年 度まで)	うち委託料 賃金(H14年度 まで)	特記事項
平成5年度	17,233,759	4,893,296	2,191,924	望遠鏡購入代 4,266,905
平成6年度	15,201,676	6,005,681	2,393,772	
平成7年度	14,741,062	4,473,511	4,049,450	エレベーター管理料等 2,390,896
平成8年度	10,511,630	4,421,389	3,329,300	
平成9年度	10,145,764	4,323,978	2,951,050	
平成10年度	11,776,432	4,454,929	4,338,750	
平成11年度	11,513,154	4,146,061	4,044,400	
平成12年度	10,205,922	3,421,815	4,015,750	
平成13年度	11,605,129	4,803,884	3,993,250	ここまでは観光費・需用費↑
平成14年度	8,888,956	2,643,420	3,698,125	これ以降事業別予算↓
平成15年度	8,140,768	2,521,005	3,276,000	H15.4.1入場料300円→100円
平成16年度	8,742,304	2,555,001	3,392,760	
平成17年度	16,821,381	2,506,287	3,443,216	改修工事 7,875,000
平成18年度	8,064,040	2,496,023	3,450,144	
平成19年度	7,795,294	2,495,424	3,318,512	
平成20年度	8,331,530	2,536,542	2,961,720	
平成21年度	7,555,922	2,126,933	2,476,760	
平成22年度	7,442,315	2,765,404	2,388,428	
平成23年度	6,957,319	2,439,799	2,349,458	
平成24年度	7,104,166	2,811,501	2,487,152	
平成25年度	7,470,533	2,580,910	2,494,513	
平成26年度	9,160,060	2,427,214	2,644,147	防犯カメラ改修工事 2,268,000
平成27年度	7,228,033	2,224,136	2,658,339	
平成28年度	7,011,967	2,020,811	2,519,524	
平成29年度	11,068,690	2,307,847	2,892,750	修繕費 3,531,600
平成30年度	12,326,999	2,369,720	2,967,800	修繕費 4,108,320 施設用備品購入 484,888
令和元年度	7,447,677	2,120,541	2,877,479	
令和2年度	23,472,563	1,697,694	2,204,136	エレベーター改修工事 13,310,000 雨漏り改修調査設計委託 3,465,000
令和3年度	7,758,617	1,849,216	2,999,832	
令和4年度	9,795,743	2,996,578	2,947,560	修繕費 1,154,497
令和5年度	8,588,090	2,482,437	3,060,816	
合 計	320,107,495	93,918,987	94,816,817	

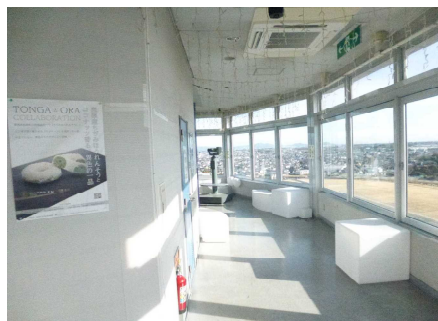
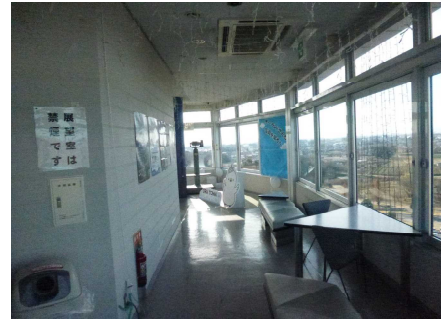
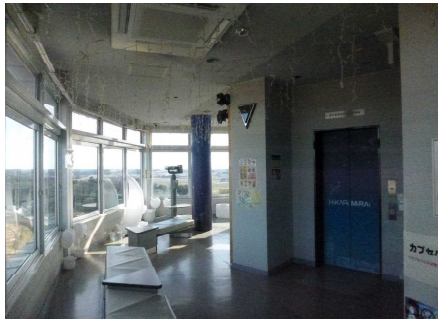
タワー外観（壁面）



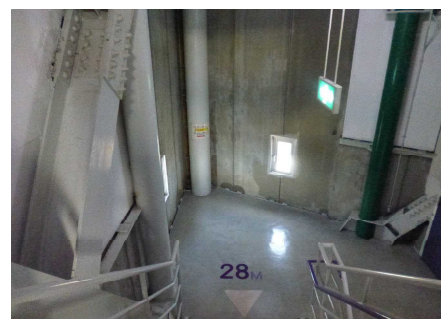
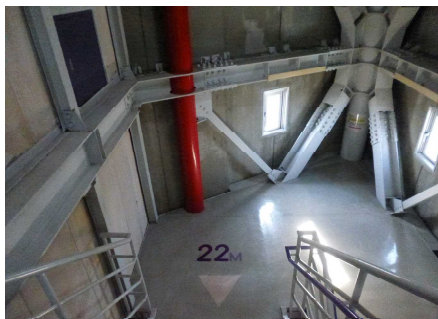
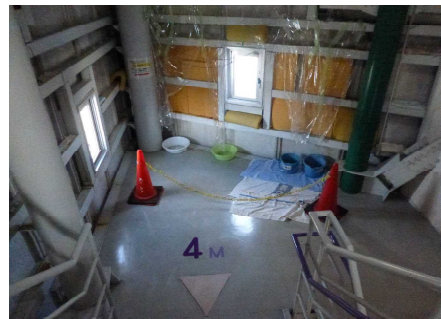
管理棟



展望室



非常階段



(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町民のふるさと意識の高揚を図るため、邑楽町の象徴として邑楽町シンボルタワー(以下「シンボルタワー」という。)を設置する。

2 シンボルタワーの名称及び位置は、次のとおりとする。

施設の名称	施設の位置
邑楽町シンボルタワー	邑楽町大字中野2639番地1

(管理)

第3条 シンボルタワーの管理は、邑楽町長(以下「管理者」という。)が管理する。

(使用の許可)

第4条 シンボルタワーを使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者はシンボルタワーの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序をみだし、又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設を損傷、滅失するおそれがあるとき。
- (3) 管理者が施設管理上適当でないと認めたとき。

(使用料)

第5条 シンボルタワーを使用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 使用料は、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第7条 既に納入された使用料は、返還しない。

(損害賠償)

第8条 使用者が施設及び設備器具等をき損又は滅失したときは、使用者は、原状に回復し、若しくは管理者の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、管理者が相当な理由があると認めるときは、賠償すべき額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第14号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第23号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第14号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

使用区分			使用料
塔屋	小学校就学前の者		無料
	上記以外の者	一般使用(エレベーター、階段及び展望室の使用)の場合	100円
		健康ウォークでの使用(階段及び展望室の使用)の場合	105回につき2,000円
手づくりミニショップ			1区画1月につき500円

備考 この表の「健康ウォーク」とは、塔屋の1階から展望室までの昇降をエレベーターを使用せずに階段ですることをいう。

(目的)

第1条 この規則は、呂楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例(平成4年呂楽町条例第20号。以下「条例」という。)の規定に基づき、呂楽町シンボルタワーの管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(閉休日)

第2条 シンボルタワーの閉休日は、次のとおりとする。

- (1) 年末年始の休日
- (2) 祝祭日を除く毎週月曜日及び火曜日
- 2 町長が特にその必要があると認めるときは、施設の全部又は一部について臨時に閉休し、又は定期閉休日であっても、臨時に閉休日としない。

(開閉時刻)

第3条 シンボルタワーの開閉時刻は、次のとおりとする。

区分	開始	閉鎖
夏季(4月から9月まで)	午前10時	午後6時
冬季(10月から3月まで)	午前10時	午後4時

- 2 町長が管理上必要があると認めるときは、開閉時刻を変更することができる。

(管理棟の使用の許可手続等)

第4条 管理棟(手づくりミニショップに係る部分を除く。以下同じ。)の使用に係る条例第4条の許可を受けようとする者はシンボルタワー管理棟使用許可申請書(様式第1号)を、手づくりミニショップの使用に係る同条の許可を受けようとする者は手づくりミニショップ使用許可申請書(様式第2号)を、町長に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者の場合には法定代理人の同意を得ることとする。

- 2 管理棟の許可の対象となる使用は、次の各号に定めるものとし、塔屋への進行を著しく妨げる使用は、許可しない。

- (1) 写真、絵画等の展示
- (2) 特産物等の展示
- (3) 前各号のほか町長が適当と認めるもの

- 3 手づくりミニショップを使用することができるのは、次に掲げるものとする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者であって18歳以上のもの
- (2) 町内在勤者であって18歳以上のもの
- (3) 本町の公民館等の利用組織に加入している団体
- (4) 町内の障害福祉サービス事業所等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が認めたもの

- 4 使用者が使用に当たり特別の設備をしようとするときは、あらかじめ町長の承諾を受けなければならない。

(使用許可書の交付)

第5条 町長は、管理棟の使用を許可したときはシンボルタワー管理棟使用許可書(様式第3号)を、手づくりミニショップの使用を許可したときは手づくりミニショップ使用許可書(様式第4号)を交付するものとする。

(塔屋等の健康ウォークでの使用の手続等)

第6条 町長は、条例別表に定める健康ウォーク(以下「健康ウォーク」という。)でのシンボルタワーの使用の申出をした者に使用の許可をし、かつ、当該申出をした者が同表に規定する使用料を納入したときは、別に定める呂楽町シンボルタワー健康ウォークスタンプカード(以下「スタンプカード」という。)を当該申出をした者に発行するものとする。

- 2 スタンプカードの発行を受けた者は、健康ウォークでシンボルタワーを使用しようとするときは、係員に当該スタンプカードを提示しなければならない。

- 3 係員は、前項の提示があったときは、塔屋の1階から展望室までの昇降1回ごとに使用回数を確認するための印をスタンプカードに押印するものとする。

- 4 町長は、スタンプカードの発行を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、スタンプカードの返還を命ずることができる。

- (1) 条例第4条第2項各号のいずれかに該当すると認めるとき。
- (2) 第8条第1号から第3号までのいずれかに該当したとき。
- (3) その使用に当たり第9条各号に規定する使用者の遵守すべき事項を守らなかったとき。

- 5 健康ウォークでシンボルタワーを使用する者は、エレベーターを使用することができない。ただし、体調の急変その他特別な事由があるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 条例第6条の使用料を減額し、又は免除できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 塔屋について、町内の小学校、中学校の児童生徒等が学習の用に供するために使用するとき。ただし、学校長から申請があったときに限る。
- (2) 構成員の半数以上が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者その他の障害者又は同条第2項に規定する障害児(以下「障害者等」という。)である団体が使用するとき。 100分の100
- (3) 障害者等及び当該障害者等1人につき1人までの当該障害者等を介助する者が使用するとき。 100分の100
- (4) 前3号のほか町長が特に必要と認めたとき。

(使用の制限)

第8条 シンボルタワーの使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 条例又は規則に違反して使用しようとし、又は使用したとき。
- (2) 使用中において著しく秩序をみだす行為があったとき。
- (3) 使用に関し、係員の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (4) 就学年齢未満の者が、保護者、監督者等の保護監督なしに使用しようとするとき。

(使用者の遵守すべき事項)

第9条 シンボルタワーの使用者は、使用に当たり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備、備品をき損しないこと。
- (2) 施設内の風紀、秩序をみださないこと。
- (3) 第4条の規定による施設の使用を終了したときは、速やかに係員に届け出て、点検を受けること。
- (4) 火災予防に万全を期し、指定場所以外での喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第9号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第18号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第15号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この要綱は、邑楽町シンボルタワーに邑楽町手づくりミニショップ(以下「ミニショップ」という。)を設置し、町が手づくり作品の販売場所の貸出し及び販売の協力を行うことにより、邑楽町の手づくり文化の活性化を図ることを目的とする。

(使用対象者)

第2条 ミニショップを使用することができるのは、邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例施行規則(平成5年邑楽町規則第3号。以下「規則」という。)第4条第3項各号に掲げる者とする。

(販売できる物品)

第3条 ミニショップで販売できる物品は、アクセサリー、革工芸品、ガラス工芸品、手編み品、陶磁器、ストラップ、人形、雑貨、小物等であって申請者本人(申請者が団体の場合にあつては、申請団体に属する者)が作製した作品とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる物はミニショップで販売することができない。

- (1) 飲食物
- (2) 古着、古物及びリサイクル品
- (3) 盗品その他公序良俗に反する物
- (4) 不衛生な物及び匂いの強い物
- (5) 動植物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたもの

(使用申請等)

第4条 ミニショップを使用しようとする者は、規則第4条に規定する手づくりミニショップ使用許可申請書(以下「申請書」という。)に、次の書類を添えて、申請するものとする。

- (1) 販売物品リスト兼販売実績報告書(様式第1号)
- (2) 販売代金口座振込依頼書(様式第2号)
- (3) 邑楽町手づくりミニショップにおける販売物品の補償に係る同意書(様式第3号)

2 ミニショップの使用期間は、1か月単位で申請するものとし、3か月を限度とする。

3 前項の使用期間の始期は、月の初日とする。

4 ミニショップの使用は、1人又は1団体につき1区画とする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

5 ミニショップを使用しようとする者は、第1項の申請の際に、運転免許証、健康保険証、学生証その他申請者本人(申請者が団体の場合にあつては、団体の代表として申請する者本人)であることを確認できる書類を提示するものとする。

6 第1項の申請は、ミニショップの使用を開始しようとする日が属する月の前の月(以下「使用開始前月」という。)のシンボルタワー開館日に行うものとし、同月のシンボルタワー最終開館日3日前(最終開館日の3日前までに閉館日がある場合にあつては、当該閉館日を除いて3日前)を期限とする。

(許可の決定)

第5条 町長は、申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、ミニショップの使用を認めたときは、使用開始前月の末日までに、規則第5条に規定する手づくりミニショップ使用許可証(以下「許可証」という。)を、申請者に送付するものとする。

(使用料の納入)

第6条 前条の許可証の送付を受けた申請者(以下「使用許可者」という。)は、邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例(平成4年邑楽町条例第20号。以下「条例」という。)別表に定める使用料を納入するものとする。

(物品の販売等)

第7条 販売する物品の陳列は、許可を受けた使用期間に、使用許可者が行うものとする。

2 陳列された物品の販売は、ミニショップの管理事務を所掌する商工振興課地域振興係(以下「ミニショップ管理事務局」という。)又は邑楽町シンボルタワーに係る業務委託を受けた者が行うものとする。

3 前項の販売は、シンボルタワーの開館日及び開館時間に行うものとする。

4 使用許可者は、陳列した物品に販売されなかったものがあるときは、使用期間終了日までに引き取るものとする。

(販売代金の報告と支払)

第8条 ミニショップ管理事務局は、使用許可者への当該使用許可者に係るミニショップの販売実績の報告(以下「実績報告」という。)及び販売代金の支払を、1か月ごとにするものとする。

2 実績報告は、ミニショップを使用した月の翌月に、販売物品リスト兼販売実績報告書の送付により行うものとする。

3 販売代金は、ミニショップを使用した月の翌月の20日以降に、使用許可者が申請の際に販売代金口座振込依頼書により指定した口座に振り込むものとする。ただし、当該口座に振り込む際の口座振込手数料は、使用許可者の負担とし、振込額は販売代金の額から当該口座振込手数料を差し引いた額とする。

(販売物品の補償)

第9条 販売物品の破損、盗難、紛失等が発生した場合において、管理者([条例第3条](#)の管理者をいう。以下同じ。)は責任を負わないものとする。ただし、管理者に重大な過失があったと認められる場合は、販売物品全体で5,000円を限度に補償を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、邑楽町手づくりミニショップ事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則(平成26年要綱第9号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和4年要綱第18号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。